第五節　基礎的電気通信役務支援機関

（適格電気通信事業者の指定の申請様式等）

第四十条の三　［略］

［一～五　略］

第六節　認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会

（認定の申請）

第四十条の八の二　［略］

［2　略］

第三章　土地の使用等

第四章　電気通信紛争処理委員会

第六十条の二　［略］

2　総務大臣は、法第百六十五条第一項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。法第十六条第二項及び第三項並びに法第十七条第二項の規定による届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

（申請等の方法）

第六十九条　［略］

2　次に掲げる届出又は報告をしようとする者は、当該届出又は報告（ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。）をその者の住所を管轄する総合通信局長を経由して行うものとする。

［一～四　略］

五　法第七十三条の二第一項又は第二項の届出

六　法第七十三条の二第三項の承継の届出

七　法第七十三条の二第四項の廃止の届出

八　法第七十三条の二第五項の解散の届出

［九　略］

十　［略］

別表　電気通信役務の種類（第二十二条の二の三第一項第三号ロ関係）

［一～十三　略］

［備考　略］

様式第24から様式第32まで　削除

様式第33（第39条第１項関係）

媒介等の業務届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号

（ふりがな）

住　所

（ふりがな）

氏　名　（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印

（適格電気通信事業者の指定の申請様式等）

第四十条の三　［同上］

［一～五　同上］

第三章の二　認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会

（認定の申請）

第四十条の八の二　［同上］

［2　同上］

第四章　土地の使用等

第四章の二　電気通信紛争処理委員会

第六十条の二　［同上］

［新設］

（申請等の方法）

第六十九条　［同上］

2　［同上］

［一～四　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

五　［同上］

六　［同上］

別表　電気通信役務の種類（第二十二条の二の三第一項第五号ロ関係）

［一～十三　同上］

［備考　同上］

様式第24から様式第37まで　削除

［新設］